

理事選挙規定

1. 選挙管理委員会は選挙事務を管理、監督する。選挙管理委員会は若干名により構成され、委員は理事会が委嘱する。委員長は委員の互選による。
2. 選挙告知日（任期が満了する年の7月1日）現在に正会員（年会費の減免を受けた者を除く）である者は選挙権を有する。
3. 被選挙権者は、選挙権を有するとともに以下の条件を満たす者とする。
 - 1) 選挙の告知日において満70才を越えない者。
 - 2) 選挙の告知日において、総会で正会員としての承認を受けてから継続して2年以上の者。
4. 選挙は郵送投票による。選挙は、選挙告示日より10日以内に選挙管理委員会から所定の投票用紙、被選挙権者等を選挙権を有する会員に、その連絡先住所宛に送付し、送付日より30日を投票期間とし実施する。
5. 理事選挙は19名を連記する。
6. 開票の場所は所定の場所(学会事務局等)とし、選挙管理委員が開票、集計作業を行う。所定の用紙を用いていないもの、被選挙権者名簿に記載されていない者を記入したもの、指定の数を超過して記載したものはすべての投票を無効とする。同一の氏名を複数記載したものおよび無記入の部分はその部分のみを無効とする。
7. 選挙管理委員会は第2項の被選挙権を満たす者のうち、有効投票のうち得票の上位より規定順位までを当選者とする。末位に同一順位の者がある場合は、選挙管理委員の立ち会いのもとに選挙管理委員長が抽籤によって決定する。選挙管理委員会は当選者について本人の意思確認を行い、辞退者が出た場合は、次点の者を順次繰り上げる。
8. 選挙管理委員会は、選挙結果を見て、理事候補の専門分野に著しく偏りが生じ学会活動に差し障りが生ずると判断するときは、選挙管理委員会として、得票順位を尊重し追加候補若干名を推薦し、これを理事会および会員総会に諮ることができる。
9. 選挙管理委員会は当選者を理事会および会員総会に報告し、その承認を得る。

付則

10. 正会員がその資格を失ったときは、理事の資格を失う。
11. 理事に欠員が生じ、かつ理事会が補充の必要を認めた時は、次点候補をもって理事候補とし、その任期の残存期間を任期とし会長が任命する。なお、この場合の残存期間は、三年二期の任期期間とはみなさない。

付記： 2014年1月2日理事会承認
2016年3月17日改正理事会承認
2017年11月11日改正理事会承認
2020年6月13日改正理事会承認